

令和7年度第2回 独立行政法人労働者健康安全機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	令和7年9月25日 10:05～11:20
委員	山本 勲（慶應義塾大学商学部教授） 田極 春美（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 竹内 啓博（公認会計士） 有田 克彦（独立行政法人労働者健康安全機構監事） 黒澤 久美子（独立行政法人労働者健康安全機構監事（非常勤））
審議事項	1 令和7年4月から令和7年6月までに締結した契約の点検・見直しについて
議事概要	1 契約の点検・見直しについて 【主な指摘事項】 ＜随意契約＞ （1）「建物清掃業務」について ・本契約を随意契約によろうとするのであれば、日常清掃を履行できる別業者が存在しないこと等についても確認し、特定の業者と契約することが真にやむを得ないものである合理的な理由が必要となる。 ・また、随意契約によらざるを得ない場合であっても、価格の妥当性は十分に確認する必要がある。 ・業務の持続可能性を確保するため、あるいは契約業者の業務の質を担保するためにも、業務内容や条件の見直しなど、常日頃から競争環境を整える取組が必要となる。 （2）「看護師派遣業務」について ・複数の病院が競合する地域であり、看護師の確保に苦慮していることは理解するが、契約可能な別業者の有無に係る十分な情報収取を行った上で、適切な調達手続を行う必要がある。 ＜一者応札・応募＞ （3）「リネン管理等業務委託」について ・一者応札となった結果を踏まえると、応札要件（業務実績、病床数、自社工場の所在地等）の緩和について検討する必要がある。 ・本件は定期的な契約更新が必要な契約であり十分な事前準備が可能な案件であるため、複数業者の競争参加を図るには、入札公告を早期に行うとともに、入札公告前に複数業者から見積徴取するなど入札を行うことを広く周知することが求められる。 （4）「電話交換機更新工事」について ・公告期間にゴールデンウィークが含まれていたことも、メーカー等からの見積書徴取に影響していた可能性がある。 ・1者からの見積書を基に予定価格を積算しているが、入札説明書を配布した業者に対して応札の有無に関わらず見積書の提出を依頼するなど複数業者から見積書を徴取する努力が求められる。